

別表1 主要リスクの分担表

○:主たるリスクの負担者 △:従たるリスクの負担者

リスクの種類		NO.	内容	負担者	
				町	契約候補者
募集要領等		1	募集要領等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの	○	
制 度 関 連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	契約候補者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6	上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等	7	事業管理者として町が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して契約候補者が取得すべき許認可の遅延		○
		環境	9	契約候補者が行う調査、建設に関する近隣住民からの苦情、要望などへの対応	
10			契約候補者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動など)に関する対応		○
第三者賠償		11	契約候補者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		12	町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力		13	計画段階で想定していない(想定以上の)防風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による損害によるもの	協議	協議
経 済	資金調達	14	事業に必要な資金の確保	○	○
	物価変動	15	設計・設置段階の物価変更		○
測 量 ・ 調 査		17	町が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
		18	契約候補者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		19	契約候補者が実施した測量、調査の結果、当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	協議	協議
計 画	設計	20	契約候補者が実施した測量に不備があった場合		○
	計画変更	21	町の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工 事	工事費増加	22	契約候補者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		23	町の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事遅延	24	契約候補者の責めに帰すべき事由により、事業完了期日までに工事が完了しない場合		○
		25	町の責めに帰すべき事由により、事業完了期日までに工事が完了しない場合	○	
	要求性能	26	町が実施する完成検査で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○

※1 建築基準に係る法令の改正等により要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に町が負担するが、契約候補者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。